

設置されている子メーターは有効期限内ですか？

事務所等に設置されている光熱水の使用量を計るメーターは、使用料に応じ料金を正確に精算するためのものです。そのため、それぞれに有効期限が設けられています。

有効期限の確認方法

電気メーター
(有効期限 10 年)



水道メーター
(有効期限 8 年)



ガスメーター
(有効期限 10 年)



メーターに関するQ&A

Q：電力・水道・ガス等の供給事業者を支払った料金を、使用量に応じて料金配分するために用いられるメーター（子メーター）は、取引又は証明上の計量に使用されている有効期限の定められた計量器に該当しますか？

A：料金徴収の算定根拠として子メーターの計量値を使用しているのであれば、当該子メーターは、取引又は証明上の計量に使用されている計量器に該当します。

このため、当該子メーターは、検定に合格したものであり、かつ、検定の有効期間内のものである必要があります。

※例えば、貸し事務所・テナント・自動販売機・給食センター・県営住宅・職員宿舎・工所用仮設施設等で料金徴収用として設置されているもの。

他方、料金徴収の算定根拠として子メーターの計量値を使用せず、例えば面積で按分して料金を徴収するような場合であれば、その際に使用される子メーターは、取引又は証明上の計量に使用されている計量器には該当しません。

Q：メーターに有効期限が『28年3月』とありますが、これは『2028年3月』のことですか？

A：いいえ、これは和暦での表記であり、『平成28年3月（2016年3月）』までということです。

Q：有効期限は和暦での表記のものしかないのですか？

A：和暦、西暦双方のものがあります。

Q：メーターにマーク(右図)が付いていますが、これは何ですか？

A：このマークは、国や県などの公的機関が行う検定（計量器の構造や精度、能力等が法令で定める基準に適合していることを確認する検査）に合格したメーターに付される証印です。この証印が付されていないものは、メーターとして使用できません。



何か不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

佐賀県くらしの安全安心課 食育・計量担当 ☎0952-25-7069 (内線：3848)